



藤沢市介護認定調査員支援システム提供業務
公募型プロポーザル募集要項（再公募）

2024年（令和6年）2月

藤沢市福祉部介護保険課

目次

1. 目的	2
2. 事業者の選定	2
3. システムの概要	2
4. 本募集の停止条件について	3
5. 契約者及び提案募集事務局	3
6. 参加資格	3
7. スケジュール	4
8. 参加手続き	5
9. 質疑	6
10. 企画提案書等の提出	6
11. プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリング	7
12. 審査・選定方法	7
13. 契約の締結について	8
14. 提案の無効に関する事項	8
15. その他	9
16. 問い合わせ先	9

1. 目的

本要項は、藤沢市介護認定調査員支援システム提供業務公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定める。

2. 事業者の選定

藤沢市介護認定調査員支援システムの提供業務がシステムに関する専門的な知識及び高度な技術を要求されるものであり、提案等に基づき、民間のノウハウや知識、アイデア等を活用し仕様書を作成する方が優れた成果を期待できるものであるため、企画提案（プロポーザル）方式により事業者の募集を行い、応募のあった事業者による提案内容を総合的に審査して、優先契約候補者を選定する。

3. システムの概要

(1) システムの名称

藤沢市介護認定調査員支援システム

(2) システムの内容

藤沢市介護認定調査員支援システム提供業務基本仕様書（別紙1）のとおり

(3) 契約予定期間

藤沢市介護認定調査員支援システムの使用に際し、契約形態は、システムの構築・導入に係る業務委託契約とシステム使用に係るライセンス契約の2つの契約締結を予定している。

ア 構築・導入

契約締結日から2024年（令和6年）9月30日まで

イ 本稼働予定日

2024年（令和6年）10月1日

※ システムの使用期間は、2024年（令和6年）10月1日から2028年（令和10年）3月31日までを想定しており、システムの使用期間の月額使用料は、消費税率の変動等やむを得ない場合を除き、変動しないものとする。

(4) 予算の上限額

ア 初期構築費用

10,895千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ システム使用料（令和6年度分）

2,298千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ウ 参考値「システム使用料（令和7年度から令和9年度分まで）」

14,062千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 本募集の停止条件について

本募集は、令和6年度予算が藤沢市議会において議決されることを停止条件とする案件であり、予算の議決がされないときは、本募集は成立しない。

5. 契約者及び提案募集事務局

(1) 契約者 藤沢市長

(2) 提案募集事務局

藤沢市福祉部介護保険課 認定担当 守屋・鳥羽

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎2階

電話：0466-50-3527

メールアドレス：fj-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp

6. 参加資格

企画提案書を提出することができる者は、募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格名簿に登録されている事業者であり、募集開始日以降に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

ただし、この要件を満たせない場合（指名停止による場合を除く。）は、参加申込書の提出の際に、次に掲げる書類を提出することで、参加を認める。なお、書類の提出がない場合、又は書類に不備がある場合は、参加を認めない。

ア 決算書（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わるもの）の写し（直近1年分）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 藤沢市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団並びに同上第4号に規定する

暴力団員等及び同上第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) プライバシーマークの認定を受けている、又は本業務の実施を適用範囲に含んだ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）について、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 に基づく認証を取得していること。
- (8) 過去3年間の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。

7. スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとする。なお、プレゼンテーション・ヒアリング実施日等の日程が変更となる場合は、提案募集事務局から提案事業者に連絡することとする。

1	募集期間	2024年（令和6年）2月28日（水）から 2024年（令和6年）3月7日（木）まで
2	仕様書等への質問期間	2024年（令和6年）2月28日（水）から 2024年（令和6年）3月7日（木）まで
3	参加申込書、質問書の提出期限	2024年（令和6年）3月7日（木）（必着）
4	質問に対する回答	2024年（令和6年）3月14日（木）までに 市公式ホームページ上で回答
5	企画提案書等の提出期限	2024年（令和6年）3月21日（木）（必着）
6	企画提案のプレゼンテーション・ヒアリングの実施	2024年（令和6年）3月28日（木）を予定 （時間は応募者に対して個別に通知予定）
7	結果の通知（発送日）	2024年（令和6年）3月29日（金）

※ スケジュールについては予定であり、今後変更する可能性がある。

8. 参加手続き

本募集に参加を希望する者は「6. 参加資格」を確認の上、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）：1部
- イ 団体概要書、会社案内等：1部
- ウ 登記簿謄本（参加申込書提出日前3か月以内に取得したもの）：1部
- エ プライバシーマークの付与又はISMSの適合性認証を証する書類の写し 1部
- オ 次に掲げる納税証明書の写し（滞納等の記録がないもので、参加申込書提出日前3か月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書を必要とする。）：1部

(ア) 藤沢市内に事業所がある場合

- a 法人税、消費税及び地方消費税
提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納のないことの証明（納税証明その3の3）
- b 法人市民税
提出する決算書と同じ年度の納税証明書
- c 固定資産税（固定資産税がない場合は、無資産証明）
提出する決算書と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書

(イ) 藤沢市内に事業所がない場合

- a 法人税、消費税及び地方消費税
提出する決算書と同じ年度の納税証明書、若しくは、未納のないことの証明（納税証明その3の3）

(2) 提出書類の受付期間、提出方法等

ア 募集期間

2024年（令和6年）2月28日（水）から
2024年（令和6年）3月7日（木）まで

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ郵送（受付期間内必着。特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る。）により提出すること。発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで発送連絡すること。

9. 質疑

本募集に関する質疑がある場合には、藤沢市介護認定調査員支援システム提供業務公募型プロポーザル募集要項等に関する質問票（様式2）を提出すること。

(1) 受付期間

2024年（令和6年）2月28日（水）から

2024年（令和6年）3月7日（木）まで

(2) 提出方法及び提出先

提案募集事務局へメールにより提出。メールのタイトルを「プロポーザル質問票（調査員支援システム）」とし、送信後に提案募集事務局へ電話で受信確認を行うこと。

(3) 質問への回答

2024年（令和6年）3月14日（木）までに本市公式ホームページ上で回答を公表する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

(4) 留意事項

ア 上記以外の方法による質疑は受け付けない。

イ 他の提案事業者に関する情報等、提案募集事務局が不相当と判断した質疑には回答しない。

10. 企画提案書等の提出

企画提案書等は「8. 参加手続き」の期限までに、必要書類を提出した提案事業者が提出することができる。

(1) 提出書類

ア 企画提案書：原本1部、写し11部

企画提案書作成要領（別紙2）に基づき作成したもの。

イ 機能要件一覧（様式3）：原本1部、写し11部

ウ 見積書（様式4）：原本1部、写し11部

(2) 提出期限、提出方法等

ア 提出期限

2024年（令和6年）3月21日（木）必着

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ郵送（特定記録郵便、簡易書留、書留のいずれかの方法に限る。）により提出すること。発送後に提案募集事務局へ電話又はメールで発送連絡をすること。

1 1. プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリング

プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングについては、次のとおりとする。

(1) 実施日時

2024年（令和6年）3月28日（木）を予定

※ 実施時間等詳細については、個別に連絡する。

(2) 実施場所

藤沢市役所本庁舎4階 4-4会議室（予定）

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

(3) 時間配分

各事業者おおむね30分間（プレゼンテーション、デモンストレーション20分以内、ヒアリング10分程度とし、準備時間は含まない。）とする。

※ 企業説明等はプレゼンテーションの時間中に行うこと。

※ プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリング当日は、原則として本業務の業務責任者が行うこと。また、出席者は、業務責任者を含め、最大3人までとする。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリング時に共有可能な資料は、提出された企画提案資料のみとする。

イ プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリング実施日当日の資料の追加・変更は認めない。

1 2. 審査・選定方法

(1) 事業者の審査・選定方法

事業者の審査・選定方法については藤沢市介護認定調査員支援システム提供業務公募型プロポーザル審査要領（別紙3）のとおりとする。

(2) 審査基準及び審査項目

ア 審査基準

企画提案書の記載内容、プレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングについて、各評価項目に基づき審査し、上記（1）に基づき総合的に判断して優先契約候補者を選定する。

イ 選定にかかる評価項目及び評価のポイントは、藤沢市介護認定調査員支援システム提供業務公募型プロポーザル審査委員会採点基準表（別紙4）のとおりとする。

(3) 事業者選定結果通知

選定結果については、参加申込書に記載の所在地に、2024年（令和6年）3月29日（金）に通知文を発送する。

※ 選定結果については、事業者ごとに優先契約候補者及び次点者の名称並びに合計点を公開する。

13. 契約の締結について

優先契約候補者との協議の後、本業務に関わる契約を当市と締結するものとする。

(1) 契約予定期間

藤沢市介護認定調査員支援システムの使用に際し、契約形態は、システムの構築・導入に係る業務委託契約とシステム使用に係るライセンス契約の2つの契約締結を予定している。

ア 構築・導入

契約締結日から2024年（令和6年）9月30日まで

イ 本稼働予定日

2024年（令和6年）10月1日

※ システムの使用期間は、2024年（令和6年）10月1日から2028年（令和10年）3月31日までを想定しており、システムの使用期間の月額使用料は、消費税率の変動等やむを得ない場合を除き、変動しないものとする

(2) 支払条件

初期構築費用とシステム使用料は、区分して支払う。

ア 初期構築費用（契約締結日から2024年（令和6年）9月30日まで）については、作業等が完了した後に支払う。

イ システム使用料（2024年（令和6年）10月1日以降）は、月ごとの分割払いとし、利用月の翌月に支払う。

(3) 仕様等の決定

仕様等は、選定結果通知後、当市と優先契約候補者との協議の上で決定することとする。なお、仕様内容の調整が不調となった場合には、次点者と調整を行うこととする。

14. 提案の無効に関する事項

次の各号に該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

(1) 提出物に虚偽の記載があるとき。

(2) 優先契約候補者の選定過程において、本実施要項の「6. 参加資格」に掲げる要件を

満たさない事業者が提案したとき。

- (3) 本実施要領の「3. システムの概要 (4) 予算の上限額 ア及びイ」を超える提案をしたとき。
- (4) 必要書類の提出方法、提出先、受付期間に適合しないもの。
- (5) 複数の企画提案書を作成し、提案したとき。
- (6) 提案に関して、談合等の不正行為があったとき。
- (7) その他、当市が指示した事項及び本募集に関する条件に違反していることが判明したとき。

15. その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案のための費用はすべて提案事業者の負担とする。
- (3) 提案事業者は、優先契約候補者決定後において、本募集の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 提出された提案書の著作権は、選定結果に関わらず、提案事業者に帰属する。ただし、当市が公表等にあたり、修正等が必要と判断した場合には、当市は無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した事業者は、著作者人格権を主張しないものとする。なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当する部分を明らかにすること。
- (5) 本募集に係る一連の手続き及び契約に関する手続きにおいて使用する言語及び通貨は、商標及び固有名称を除き日本語及び日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。

16. 問い合わせ先

提案募集事務局

藤沢市福祉部介護保険課 認定担当 守屋・鳥羽

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎2階

電話：0466-50-3527

メールアドレス：fj-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp